

別表第1（第3条関係）

工場等

番号	業種
1	畜産農業（常時牛10頭、馬10頭、豚30頭、鶏1,000羽以上飼育するものに限る。）
2	採石業
3	畜産食料品製造業
4	水産食料品製造業
5	野菜、果実かん詰、農産物保存食料品製造業
6	調味料製造業
7	精穀、製粉業
8	パン、菓子製造業（小売を除く。）
9	清涼飲料、酒類製造業
10	製めん業
11	豆腐、煮豆製造業
12	製氷、食品冷凍業（冷蔵倉庫業を含む。）
13	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
14	衣服、その他の繊維製品製造業 （同一事業場内で工業用動力マシン10台以上設置される事業所に限る。）
15	木材木製品製造業
16	家具装備品製造業
17	紙、紙加工品製造業
18	各種印刷業（謄写印刷を除く。）
19	化学工業
20	石油製品、石炭製品製造業
21	ゴム製品製造業
22	窯業、土石製品製造業
23	鉄鋼業（加工を含む。）
24	非鉄金属製造業（加工を含む。）
25	金属製品製造業（加工を含む。）
26	機械器具製造業
27	合成樹脂製品製造業（加工を含む。）
28	再生資源卸売業（プレス、洗浄、裁断、焼却を行うものに限る。）
29	給油業
30	洗たく業（洗たく施設を有するものに限る。）
31	浴場業（特殊浴場業を含む。）
32	自動車整備業（洗車業を含む。）
33	綿打直し業
34	その他の業であつて、次の施設を有するもの ア ボイラー（伝熱面積7平方メートル以上10平方メートル未満のもの、又は伝熱面積が7平方メートル未満のボイラーが2以上設置され、その伝熱面積の合計が10平方メートル以上のものに限る。） イ クーリングタワー（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。） ウ 直火炉（液体燃料を使用するものでバーナーの燃焼能力が1時間当たり20リットル以上のものに限る。）